

平成29年度 主要事業（案）について（成人保健係）

1 成人対象健診事業・・・すこやか山陽小野田 P10～P12

【概要】

健康増進法第19条の2に基づき各種健診を行う。

(1) 内容

各種がん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺）、女性の健康診査
生活保護受給者を対象にした健康診査

(2) 方法

集団健診：10回・・・保健センターや公民館を会場として実施
個別健診：53箇所・・・医療機関で行う健診

2 生活習慣病予防事業・・・すこやか山陽小野田 P6～P9

【概要】

健康増進法第17条第1項に基づき事業を実施する。

(1) 項目

- ①健康相談
- ②健康手帳の交付
- ③健康教育
- ④訪問指導

(2) 内容

- ①健康相談・・・電話及び来所により随時
月2回、各保健センターで定例開催
健康教育等保健事業の場で面接
- ②健康手帳の交付・・・40歳以上で希望するものへ交付
- ③健康教育・・・健康推進員養成講座、糖尿病予防教室、年越しスリム教室
地域・団体からの要望で実施
公民館等で健康体操を定例で開催
- ④訪問指導・・・健診事後、関係機関からの依頼等の対象者の家庭へ訪問

3 受動喫煙防止事業

【概要】

健康増進法第25条に基づき事業を実施する。

方法

- ・市内公共施設及びSOS健康・情報ステーションを対象として状況を調査するとともに改善に向けての指導
- ・学校や企業からの依頼で衛生教育の実施。